件	名	愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例
1+		を廃止する条例
主	管課	税務課
根拠法令等		農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)

【廃止の概要】

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例(昭和 47 年 3 月 24 日条例第 6 号)の廃止

農村地域工業等導入促進法(昭和 46 年法律第 112 号)に基づく県税の特別措置の適用期間が満了したことに伴うもの。

施 行 日 | 公布日

【その他参考事項】

- 1 特別措置の概要(減収額の75%は、地方交付税で措置)
 - (1) 適用区域

農村地域工業等導入地区(宇和島市三間など県内7市町10地区)

(2) 対象業種

製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

(3) 設備等

機械、事業用建物、事業用建物の敷地である土地

(4) 取得価額

新・増設設備(機械装置、工場等)の取得価額が3,000万円を超えること。

(5) 増加雇用者

道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、増加雇用者が 15 人を超えること。

(6) 課税免除

個人又は法人事業税(3か年)及び不動産取得税

(7) 適用期限

平成 21 年 12 月 31 日

- 2 課税免除による減収額(制度創設以来)
 - (1) 事 業 税 100,626 千円(6件)
 - (2) 不動産取得税 143,370 千円 (10 件)